

医政支発 0331 第 1 号
令和 4 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長

「医療法人における事業報告書等の様式について」の一部改正について

「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成 19 年医政指発 0330003 号厚生労働省医政局指導課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方をお願いする。

○「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成 19 年 3 月 30 日医政指発 0330003 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1 医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 51 条第 1 項の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書並びに第 46 条の 8 第 3 号の監査報告書の様式を次のとおり定めたこと。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 33 条の 2 の 12 第 1 項第 1 号に掲げる方法により法第 52 条第 1 項の届出を行う場合には、<u>公認会計士等の監査報告書を除き、医療機関等情報支援システム（G-M I S）からダウンロードした様式により取り扱われたいこと。</u></p> <p><u>なお、G-M I S から様式をダウンロードする手順については、別途配布するマニュアル（医療法人用・自治体用）を参照されたいこと。</u></p>	<p>1 医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 51 条第 1 項の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書並びに第 46 条の 4 第 7 項第 3 号の監査報告書の様式を次のとおり定めたこと。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>（新設）</p>